

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成30年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 奈良日化サービス株式会社

住所 奈良県大和郡山市千日町25-2

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク
代表取締役 井戸 和之

電話番号 0743-55-0437

FAX番号 0743-55-0438

メールアドレス kooriyama@nara-nikka.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 8者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成30 年 月 日

届出者

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社
代表取締役 井戸和之



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナラニッカサー ビス カブシキガイシャ 奈良日化サービス株式会社		
住 所	奈良県大和郡山市千日町25-2		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒヨウトリシマリヤク イド カズユキ 代表取締役 井戸 和之		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者 役員	代表取締役 上田 浩男	代表取締役 井戸 和之 取締役 井戸直久	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 月 日

申請者

氏名又は名称 奈良日化サービス株式会社

住 所 奈良県大和郡山市千日町25-2

代表者 氏名 代表取締役 井戸 和之



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

会社法人等番号	1500-01-005974	
商 号	奈良日化サービス株式会社	
本 店	<u>奈良県大和郡山市外川町319番1</u>	
	奈良県大和郡山市千日町25番地の2	平成 6年11月30日移転
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成3年4月1日	
目 的	1. 空調設備機器・給排水設備機器・浴槽、浴槽釜・便槽、便器、浄化槽・貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠・家庭用電気器具、照明器具・電話インターホン製品の販売、施工及び保守管理 2. 産業廃棄物処理に関する業務 3. 土木工事及び建築工事の設計並びに施工 4. 水道水循環設備機器の施工及び保守管理 5. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

役員に関する事項	取締役	<u>井戸正悟</u>	平成26年 5月23日重任
	取締役	<u>井戸正悟</u>	平成26年 6月 6日登記
	取締役	<u>井戸正悟</u>	平成28年 5月26日重任
	取締役	<u>井戸正悟</u>	平成28年 6月 3日登記
	取締役	<u>上田浩男</u>	平成30年 5月25日重任
	取締役	<u>上田浩男</u>	平成30年 5月30日登記
	取締役	<u>井戸恵津子</u>	平成26年 5月23日重任
	取締役	<u>井戸恵津子</u>	平成26年 6月 6日登記
	取締役	<u>井戸恵津子</u>	平成28年 5月26日重任
	取締役	<u>井戸恵津子</u>	平成28年 6月 3日登記
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成30年 5月25日退任
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成30年 5月30日登記
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成26年 5月23日就任
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成26年 6月 6日登記
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成28年 5月26日重任
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成28年 6月 3日登記
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成30年 5月25日重任
	取締役	<u>中道俊治</u>	平成30年 5月30日登記

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

取締役	<u>井戸和之</u>	平成27年 5月25日就任
取締役	<u>井戸和之</u>	平成27年 6月 2日登記
取締役	<u>井戸和之</u>	平成28年 5月26日重任
		平成28年 6月 3日登記
取締役	<u>井戸和之</u>	平成30年 5月25日重任
		平成30年 5月30日登記
取締役	<u>井戸直久</u>	平成30年 5月25日就任
		平成30年 5月30日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	<u>井戸正悟</u>	平成26年 5月23日重任
		平成26年 6月 6日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	<u>井戸正悟</u>	平成28年 5月26日重任
		平成28年 6月 3日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	<u>井戸正悟</u>	平成30年 5月25日重任
		平成30年 5月30日登記
奈良県生駒市壱分町912番地 代表取締役	<u>上田浩男</u>	平成27年 5月25日就任
		平成27年 6月 2日登記
奈良県生駒市壱分町912番地 代表取締役	<u>上田浩男</u>	平成28年 5月26日重任
		平成28年 6月 3日登記
奈良県生駒市壱分町912番地 代表取締役	<u>上田浩男</u>	平成30年 5月25日退任
		平成30年 5月30日登記
奈良県大和郡山市千日町6番地8 代表取締役	<u>井戸和之</u>	平成30年 5月25日就任
		平成30年 5月30日登記

奈良県大和郡山市千日町25番地の2
奈良日化サービス株式会社

	監査役 高畠明徳	平成23年 5月24日重任
	監査役 高畠明徳	平成23年 5月31日登記
	監査役 井戸恵津子	平成27年 5月25日重任
	監査役 井戸恵津子	平成27年 6月 2日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成30年 5月25日辞任
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成30年 5月30日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月16日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年 6月 1日
奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



* 奈良日化サービス株式会社 定款 *

奈良県大和郡山市千日町25番地の2

奈良日化サービス株式会社

平成18年5月29日一部変更

平成3年3月26日 公証人認証

平成3年4月1日 会社設立

平成6年5月30日 一部変更

平成11年3月15日 一部変更

平成14年5月28日 一部変更

平成15年5月26日 一部変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、奈良日化サービス株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調設備機器・給排水設備機器・浴槽・浴槽釜・便槽・便器
净化槽・貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵・錠
家庭用電気器具・照明器具・電話インターホン製品の販売
施工及び保守管理
2. 産業廃棄物処理に関する業務
3. 土木工事及び建築工事の設計並びに施工
4. 水道水循環設備機器の施工及び保守管理
5. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県大和郡山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1、600株とする。

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

第8条 (削除)

(株主の氏名、住所等の届出)

第9条 株主、質権者、又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出るものとする。その変更があったときも同様とする。

② 外国に居住する株主、質権者又は、その法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて当会社に届出るものとする。その変更があったときも同様とする。

③ 第1項の規定は、法人の代表者及び前項の代理人に準用する。

(株式の取扱)

第10条 当会社の株式の譲渡、名義書換、質権の登録、信託財産の表示、その他株式に関する取扱手続並びに手数料は、取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株 主 総 会

(定時及び臨時総会)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要ある場合にこれを招集する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役会の決議によって、社長たる代表取締役がこれを招集しその議長となる。

② 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(普通決議の方法)

第14条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が、その議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主に限るものとする。但し、この場合は、その総会毎に代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

② 株主は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、その経過要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、これを本店に10年間、その謄本を支店に5年間備え置くものとする。

第4章 取締役、監査役、代表取締役

(定 員)

第17条 当会社は取締役は3名以上、監査役は1名以上を置く。

(選 任)

第18条 取締役及び監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを決する。

② 前項中、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の

時までとする。

- ② 棚欠のため選任された取締役、監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表取締役、役付取締役)

第20条 取締役会の議決により、社長1名を置き、なお副社長、専務、及び常務取締役若干名を置くことができる。

- ② 社長は、これを代表取締役とする。
- ③ 社長以外の役付取締役に代表権を与えるときは、取締役会の決議による。

(代表取締役の業務執行)

第21条 社長は、取締役会の決議に基き、当会社の業務を統轄する。

- ② 副社長、専務及び常務取締役は社長を補佐し、当会社の業務を分掌し、これを執行する。
- ③ 社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって、定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(会長)

第22条 取締役会の決議により、会長1名を置くことができる。

- ② 会長の代表権及び業務執行に関しては、取締役会の決議並びに取締役会規則をもってこれを定める。

(監査役の監査の範囲の限定)

第23条 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(報酬)

第24条 取締役及び監査役の報酬等は、これを区分して株主総会において定める。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当会社は取締役会を置く。

② 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務執行を決定する。

(取締役会の招集者及び議長)

第26条 取締役会は、法令又は取締役会規則に別段の定めがある場合を除き
社長がこれを招集し、その議長となる。

(招集通知)

第27条 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の5日前に発する
ものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮し、又
は全員の同意あるときは省略することができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過
半数をもって行う。

(規則)

第29条 取締役会の決議により、取締役会の議事運営に関する取締役会規則
及び株式の取扱に関する規則を定めるものとする。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に
記載し、出席取締役がこれを記名押印し、これを本店に10年間備え
置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第32条 (削除)

(期末配当金)

第33条 期末配当金は、毎決算期日現在の株主名簿記載の株主又は登録株式
質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

第34条 (削除)

(期末配当金の除斥期間)

第35条 期末配当金は、その支払提供の日より満3年を経過してもなお受領
されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第7章 捕 則

第36条 この定款に定めなき事項は、総て会社法及び他の法令の規定に従う。

本定款は、平成30年6月1日 現在の当社現行定款です。

原本に相違ありません。

奈良日化サービス株式会社

代表取締役 井戸和之



平成30年6月21日